

第十五部

第四回参議院労働委員会會議録第四号

(四六)

昭和二十三年十二月十日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○公共企業体労働関係法案(内閣提出、衆議院送付)

○職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○労働委員会の調停斡旋仲裁等の不当処理等に關する調査に關する件

午後零時三十分閉會

○委員長(山田鶴男君) 只今から労働委員会を開会いたします。公共企業体労働関係法案の逐條審議も一先終了いたしましたので、本日各委員において修正意見をお持ちの方は御提出願いたいということをかねて申上げて置いたものでありますが、本日修正意見をお持ちの方の案を議題といたしたいと思

います。修正意見をお持ちの方はございますか。

○原虎一君 私は十五條を次のごとく修正したいと思ひますので修正意見を提出いたします。この第十五條は政府の代表即ち公共企業体の代表と公共企業体の職員を代表するものととの交渉委員会であり、それを年一回は義務的に開かなければならんことになつておりますが、これでは余りに團體交渉を尊重する意味から言ひますと回数が多い。尤も経済が常態にあり、まずときは、或いは予算前に一回開けば事足りるということも考えられます

けれども、こういう変態といひますか、ノーマルでないときにはもう少し回数を増やすということが必要だと思ひます。それでその趣旨を盛りまして次のように條文を修正願ひたいと思ひるのであります。

「公共企業体及び組合を代表する交渉委員の会合は、毎年四回開かなければならない。但し一方の請求があれば臨時に開くことができる。」

かように修正をいたしたいと思ひのであります。尙十七條、二十四條、三十四條であります。逐條的に説明をして行きたいと思ひます。十七條、二十四條、三十四條を序でに全部説明いたしますようか。

○委員長(山田鶴男君) 一緒にお願ひします。

○原虎一君 そうしますと十七條であります。十七條は御承知のように本法の最も重要な條項だと思ひます。即ち公共企業体職員の雇傭、争議行為を全然禁止して、團體交渉をバックする重要な争議権を全部封鎖しておるのであります。公共企業体が社会公共のために一般私企業と違つ性質を持つてゐることは認められますが、それかといつて労働者の雇傭権を制限する、公共企業のために公益事業であるがために制限をするといふことは、世界各國にも例のある事柄であり、又領けるのであります。全然それを禁止してしまふといふことは我々の承服で

きないところであり、それは必ずしも産業平和のために絶対の條項とはいひ得ないのです。逆の結果を生む場合もあり得ますので、これはやはり私企業における公益企業といふゆる労働法に制限されている点を考慮して次のように修正をいたしたいと思ひるのであります。

第十七條「公共企業体及び組合が争議行為を行うには、調停委員会に調停申請がなされた日より二箇月を経た後において、一週間の予告期間をおかなければならない。」

全然この方法を今のように直してしまふのであります。續いてそれでは二十四條であります。二十四條は即ち調停委員会に調停を掛ける場合における手続を誰がなすかといふのであります。二十四條の五号に「日本国有鉄道

の労働関係に關しては運輸大臣又は労働大臣、日本専賣公社の労働関係に關しては大蔵大臣又は労働大臣が調停委員会に調停の請求をしたとき。このやうに労働者が一本で行うといふことが必要なのであります。併しこれは先般政府委員からの説明を聞きますと、やはり運輸大臣及び大蔵大臣はそれ／＼關係の國營事業を監督する立場にあるから、調停の申請権を運輸大臣にも、大蔵大臣にも與えたといふことになつております。これは労働大臣と運輸大臣の意見が全く違つてゐる場合に、いすれを採るかといふ問題が事実上起きて来る場合がないとは限りません

し、労働行政を一本にして行くといふ点からいへば、やはり労働大臣が一切取り、併しながら運輸大臣、大蔵大臣は事業の監督の立場におりまするから、やはり労働大臣はこの大臣の意向を聽いた上で調停に付する、こういう建前を採るべきだと考えますので、次のように條文を改めたいと思ひるのであります。二十四條の五号であります。労働大臣が、日本国有鉄道の労働関係に關しては運輸大臣の意見を聽き、日本専賣公社の労働関係に關しては労働大臣の意見を聽き、調停委員会に調停の請求をしたとき。そうしてやはり調停の申請をする権限が労働大臣にある、こういうふうになるのであります。

次は三十四條、これは同様仲裁の場合であります。仲裁の場合も申しました調停と同じように労働大臣の権限において申請をなされるようにしたい、つきましては、三十四條の五号を次のように修正したいのであります。

「労働大臣が、日本国有鉄道の労働関係に關しては運輸大臣の意見を聽き、日本専賣公社の労働関係に關しては労働大臣の意見を聽き、仲裁委員会に仲裁の請求をしたとき。」

こういうふうに修正をいたしたいと思ひるのであります。以上私の修正意見の説明を終ります。

○委員長(山田鶴男君) 速記を止め

午後零時十五分速記中止

午後零時四十分速記開始

○委員長(山田鶴男君) 速記を始めて下さい。本日の午後の衆議院の本會議で、公共企業体労働関係法が本會議に上程されるのでございますが、本付託になる筈でございますから、午後又労働委員会を開会いたします。さう御了承願ひます。それではこれにて休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後四時三十分閉會

○委員長(山田鶴男君) それでは只今から午前中に引続きまして労働委員会を開会いたします。只今衆議院から「職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求めるの件」が送付され本付託になりました。本件につきまして御質疑はございませんか……。

別に御質疑もないようでありますから討論に入りますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山田鶴男君) 本件につきましては、すでに委員会において検討済みでありますから改めて討論の必要もないと存じます。ここに討論終結の動議を提出いたします。

「賛成」と呼ぶ者あり

○委員長(山田鶴男君) 討論終結の動議が被多数から提出されました。討論は終局したものとみなして御異議ご

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(山田鶴男) 御異議ないものと認めます。それでは直ちに採決に入ります。本件を可とされる方の御举手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員(山田鶴男) 全会一致でございます。よつて本件は可決されました。本会議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第四四條によつて予め多数意見者の承認を得なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本件の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨、及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(山田鶴男) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につきまして多数意見者の署名を附することになつておりますから、本件を可とされた方は順次御署名をお願い申し上げます。

多数意見者署名

一松 政二 早川 慎一
門屋 盛一 波多野林一
原 虎一 村尾 重雄
平野善治郎

○委員(山田鶴男) 次にこの労働委員会、中央労働委員会並びに地方労働委員会の不当処理の調査承認を得ておりますので、これにつきまして政府委員から中央労働委員会或いは地方労働委員会の処理しました争議件数、或いは要した日数、その他この労働委

員会の活動に關します説明を政府委員よりお願いいたします。

○政府委員(賀來三郎) 大体この表を差上げてあるわけであります。が、大体の状況を申し上げますと、本年の一月から六月までに中労委及び地労委が扱いました件数は總じて二百六十八件、調停が百八件、仲裁が一件、それから十一條、四十條違反の扱いが百六十四件、その他裁判所の方に請求いたしましたのが九件であります。七月以後の統計は未だはつきり出ておりませんが、大体の状況を申し上げますと、只今申し上げました一月から六月までの件数よりもやや増加をいたしております。逐年逐月取扱件数は増加しつつある状況であります。特にこの際申し上げたいと思ふことは、最近組合十一條、四十條違反が相当増加をいたしまして、この取扱件数の増加率は非常に高いのであります。これは使用者側の方で相当整理をやらなければならぬという状況に立至りまして、組合側に対しまして強く出ておるのも原因であります。一方組合側におきましては、何でも十一條違反に引つ掛けて提訴するという傾向が非常に強くなつて参つたのも一つの原因だと考えております。全体といたしましては、中央労働委員会の取扱で特に不当であるというふうに我々の方で認められるものはないのであります。が、ただ最近の取扱の現状は一つの事件にいたしまして、或いは調停の問題にいたしまして、全国的な視野でこれを考えなければならぬ事件が多いのであります。具体的に申し上げますと、賃金の問題で、山口縣の宇部鉱山の賃金の調停を山口縣の委員会がやり

まして九千四百円という調停案を出してあります。これは山口縣の宇部にある宇部鉱山の現在の経営の状況からいいますと支拂能力はありますし、必ずしも不当な調停とは言えないのであります。これを全国的な視野から眺めて参りますと、宇部において九千四百円の調停案を出すということは、これは全国的に非常な影響もありません。又やや高過ぎるという感じを持つて参るのであります。さういふ意味におきまして、地方労働委員会の取扱をやはり全国的な視野から考えて貰わなければならぬというところを最近強く感じて参つたのであります。更に又例を申し上げますと、大阪の地労委がこの春の全連の争議のときに、大阪における全連の給與は幾らであるべきかというふうな地域的な調停案を出しました。これが中労委が出したところの調停案と甚だしく均衡を破つた調停案が出たのであります。その結果大阪では全連の争議が、その地労委の案を大阪の通信局長が呑まないからというふうな名目で争議行為に入つた例があるものであります。そこで政府といたしましては最近労働法の三十六條を改正いたしました。申すは地労委に對して、その取扱について助言を與へ、示唆を與える、或いは指示することとができる、又その取扱の状況を報告を求めることができる、こういうふうな労働法の施行令の三十六條を改正したたのであります。その結果例えは宇部鉱山の取扱を、調停を山口縣の地労委が始めましたときにはその報告を求めたのであります。さうして求めまして、九千四百円というふうな調停案を出す場合には、全国的な視野からいた

しまして、さういふ調停案を出したことになることについては御注意願ひたい、或いは全国的な視野から言いますと、八千四百円が適當であると考え、さういふふうな指示、示唆を與えることができることにいたしましたのであります。但し、地労委が独自の立場を以ちまして、さういふ示唆があらましても、山口縣の地労委としては、さういふものが正當であると考え、さういふ調停案を出すことそれ自体についての極限に中労委がこれを制限しよう、かような意圖ではないのであります。又それはできないことになつております。さういふことも中労委、地労委は独自の立場で調停、仲裁、仲裁ができる、かようなことにはいたしてあります。併し只今申し上げたような扱いになりません。地労委といたしましては、相當その行動については注意するであらうと考えるのであります。更に先程申しましたように、十一條違反の取扱が非常に多くなつたと共に、各縣の地労委で区々な状況が出ておるものであります。或る地労委ではあの程度のものは十一條違反である、或る地労委ではその程度のものは十一條違反にならない、さういふふうなことになる傾向が最近出ております。その結果は勿論それ／＼の地方裁判所で判決もいたしますし、更に不服でありますときは二審と出て参ります。最近では最高裁判所に現在これもやはり山口縣の宇部田の大領炭鉱に事件が今出ておりますが、その結果判決例というものが出ましたならば、それによつて全国的にも取扱は統一して来るものとは考えております。現在のところやはりその裁判所の判決例もただ一件出る程度で

あります。取敢えず中労委といたしましては、やはりさういふ連絡調整に當る必要があるという建前を最近そのことが出来るようにいたしましたのであります。勿論この中労委のそれらの取扱に關しましては、労働省からは独立して扱わなければならぬ、併し全体としての行政上の責任は労働大臣が持つてゐるのであります。労働省といたしましては、中労委と密接なる連絡を保つてやる、尚法律の解釈につきましては、やはり中労委は一應の行政的な立場からいたしまして、地労委に示唆を與えますが、最後の解釈はやはり労働大臣が責任を以て解釈いたしますことになつておるのであります。最近労働委員会の選挙の方法に關しまして、関係防からの要望もあらましました。又公務員法が施行せられますと、現在公務員で中労委、地労委の委員になつてゐる人達は委員の兼任ができなくなるというところもあらまして、どうしても最近の機会に労働委員会の選挙方法について研究し、改正をしなければならぬ立場に立ち至つてゐるのであります。それらの実施によりまして、地方労働委員会の活動も今まで不慣れであつたがためにその処置で、不当とは申しませんが、適當でないような処置をされましたことは、逐次改正をせられ、改善せられて行くものと考えております。

○委員(山田鶴男) 只今の賀來政府委員の御説明に對しまして、御質疑ございませうか。……私からさういふお尋ねいたします。今度の労働委員の改選に際して、従来の公職、公務員といいますが、或いは官公吏、それから学校の教授ですか、教育関

労働委員会の処理しました事案件数、或いは要した日数、その他この労働委員と、賃金の問題で、山口縣の宇部鐵山の賃金の調停を山口縣の委員会がやり出して、九千四百というような調停案を出す場合には、全般的な視野から見たおりますが、現在のところやはりその裁判所の判決例もただ一件出る程度で公務員といいますが、或いは官公吏、それから学校の教授ですか、教育関

係、こういう者は全部駄目になるわけでございますね。

○政府委員(賀来才二郎君) さようでございます。

○委員(山田節男君) 別に御質問ございせんか。

○早川一君 労働委員会の機能が十分に司法的機能を有しておるのであります。で、ありますから、委員が或る程度労働法に精通する必要があると考へられますが、それに対して労働省はどういう御処置を採っておられますか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(賀来才二郎君) 御尤もな御質問でありまして、委員の各位は余程研究をして頂いておりませんと、間違ひを起して参るのであります。そこで具体的方法といたしましては、かような方法を探っております。先ず労働省とそれから法務省と中央労働委員会とが三者連絡協議会というものを持っております。そして、その問題が出た都度、その法的な取扱について研究協議いたしまして、その協議の結果を各地労働委に知らせるということをやつております。それから各縣地労働委におきましても、やはり地方の檢察廳とそれから縣廳、それから地労働委との三者連絡協議会というものを持っております。そして、常時法律上の研究をしておる。それから各三ヶ月ごとに地労働委のブロック會議を開いておまして、そこに研究議題を出しまして、中労働委から行つてそのブロック會議で指導いたしますと共に、労働省も場合によりましては参りまして、そしてその指導に當つております。それから地方労働委員会の事務局長の会合を年に三回乃至四回開きまして、その

際に研究をいたしますと共に指導もいたしておりますが、何しろ労働側の委員は相当勉強いたしますが、使用者側の委員の勉強が足りないものであります。それからもう一つは、地労働委の委員が最近非常に忙しいが、特に最も重要でありますところの中立委員が非常に忙しいのであります。十一條違反の問題にいたしましては殆んど中立委員が最後の決定をやつておるような恰好であります。この中立委員のうち弁護士の方なんか特に法律的な立場で活動して貰わなければならぬ、にも拘りませう地労働委の担当は非常に少いのであります。弁護士の方は地労働委に出まして仕事をされますと、つい弁護士の方の本職が離れて行く、それがために非常に損失を受ける、そこでもう地労働委の中立委員になりたいという人が段々少くなりまして、慣れた有能な委員の方が翌年にはもうどうしてお願いできない、又新しい委員が出て参ります。そこで中労働委の場合のように未弘、中山、桂などという初めから委員をやつて居る方は堪能であります。地労働委の委員は始終変つておりますので、この点に非常に大きな欠陥があります。將來若し労働組合法或いは労働委員会制度を改正するといひます場合には、この中立委員だけでも専任にするというふうなことが考へられまじと、司法的な処置をやるにつきまして不十分だ、こういうことを考へております。

○委員(山田節男君) 別に御質問ございせんか。それでは本日の労働委員会はこれを以て散會いたします。

午後五時五分散會

出席者は左の通り。

政府委員		委員		出席者は左の通り。	
労働政務次官 労働事務官 (労働局長)	賀来才二郎君	理事	山田節男君	委員	一松政二君
	竹下豐次君		早川一君		原虎一君
労働政務次官 労働事務官 (労働局長)	賀来才二郎君	委員	村尾重雄君		門屋盛一君
	竹下豐次君		田村文吉君		渡多野林一君
	賀来才二郎君		水橋藤作君		
	竹下豐次君				

昭和二十四年一月五日印刷

昭和二十四年一月六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局